

# 千葉犯罪被害者支援センターの活動について

～ 決して他人ごとではありません。～

公益社団法人  
千葉犯罪被害者支援センター



犯罪被害者等支援  
シンボルマーク  
「ギュっとちゃん」

# 犯罪被害者支援制度の実態

昭和41年、通り魔に息子を殺害された父「市瀬朝一」さんは、

①被害者は経済的な支援もない

②被害者が裁判で話すこともできない、

③加害者は弁護士も公費で対応している

④加害者は3食付きの生活が保護されている

など、理不尽な対応に納得いかず、遺族会を結成したが、国は全く動かず、

しかし、昭和49年の三菱重工ビル爆破事件で動き出し、昭和50年国会で市瀬さんが遺族会結成の経緯など発言することができた。

## (1) 犯罪被害給付制度の改正（昭和55年）

国による犯罪被害者等給付金は、令和3年度の遺族への平均支給額は743万円にとどまり、交通死亡事故で平均約2,400万円が支払われる自賠責保険の水準を大きく下回っていたが、令和6年6月に見直し、こどもが亡くなった場合、現行の320万円から約1,000万円に、配偶者のある男性(55歳)の場合、約2,100万円から約2,900万円に引き上げた。

## (2) 加害者に賠償を命じる「損害賠償命令制度」（平成20年）

加害者が経済力がないため、損害賠償を勝ち取っても、賠償金を受けたのは殺人3.2%、傷害致死で1.4%であり、裁判に参加する時間的制約や弁護士費用が被害者の負担となる。

※ やられ損、泣き寝入り、報われない失望感など

## (3) 被害者参加制度（平成20年）

刑事裁判の場で被告人に対して質問するなど、直接裁判に参加し加害者の様子をみたり自ら加害者に尋問したり、裁判官に意見を述べたり、大きなメリットとなった。

## (4) 刑の執行段階における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の開始（令和5年12月）

受刑者の改善更生を効果的に図るため、被害者の心情等を刑務官が聴き取り、受刑者に被害者の心情等を伝達する制度が始まった。

# 公益社団法人千葉犯罪被害者支援センターの概要

- 平成16年 千葉犯罪被害者支援センターを設立 (犯罪被害者等基本法制定)
- 平成20年 千葉県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」に指定
- 平成23年 公益社団法人認定
- 組織体制
  - 役員 (理事会) 業務の執行を決定する機関
  - 理事長、副理事長2名、専務理事、理事9名、監事2名
- 事務局
  - 事務局長、事務局員2名、犯罪被害者支援コーディネーター3名 (1名社会福祉資格者)
  - 相談員9名、カウンセラー2名 (公認心理師) ※ 警察から1名派遣
- 被害者からの相談は無料、秘密厳守
- 活動費の収入源は、協力者からの寄付金・賛助会費や県からの補助金等
- 所在地 千葉市中央区中央3-9-16大樹生命千葉中央ビル7F
- ホームページ <http://www.chibacvs.gr.jp>
- 略称 CVS (千葉Crime Victim Support)



# 犯罪被害者支援センターの支援活動

## 1 相談員の支援

### (1) 電話相談・面接相談

ア 相談員が、3人体制で対応  
(秘密は厳守)

イ 相談電話番号  
043-225-5450

ウ 性犯罪等電話番号  
043-222-9977

※ 内閣府で定めた8891  
(はやくワストップ)からも  
無料で接続

エ 面接相談は千葉犯罪被害者支援  
センターの相談室で対応(別室)

オ 受付時間  
10:00~16:00  
(土日、祝祭日、年末年始は除く)

## 電話相談は全て受理

### 直接的支援を行う被害

- ① 殺人(未遂含む)
- ② 強盗(致死傷)
- ③ 不同意性交等
- ④ 監護者性交等
- ⑤ 不同意わいせつ
- ⑥ 監護者わいせつ
- ⑦ その他性被害
- ⑧ 暴行・傷害
- ⑨ その他の身体犯
- ⑩ 危険運転致死傷
- ⑪ 交通死亡事故
- ⑫ その他の交通事故

### 直接的支援は行わない

- ⑬ 盗聴・盗撮
- ⑭ 財産的被害
- ⑮ DV
- ⑯ ストーカー
- ⑰ 虐待
- ⑱ 死別・自殺
- ⑲ 災害被害
- ⑳ 医療過誤
- ㉑ 対人関係
- ㉒ その他の被害
- ㉓ その他

※親族間の犯罪、暴力団・過激派(テロ)、被害者が犯罪を誘発した場合、加害者への報復が認められる場合も直接的支援は行わない

## (2) 同行支援

被害者が、犯罪被害により病院・警察・検察庁・裁判所・弁護士事務所等に行く場合、相談員が、必要に応じて付き添い、被害者の精神的負担を軽減する支援をする。

被害者の事情に合わせ、17時過ぎや土・日など休日に行う場合もある。

### 2 カウンセリングの提供

カウンセラーが、被害者の精神的ショックや心理的混乱な状態に対して、専門的な知識から抱える悩みや困りごとを解決できるよう支援しています。

### 3 コーディネータの活動

#### (1) 役割について

県、県警、市町村、民間支援団体をはじめとした関係機関との橋渡役として安定的かつ円滑な被害者支援を目的としています。

#### (2) 県条例に基づく見舞金、無料弁護士相談の申請・受付

### 4 「自助グループ」による支援

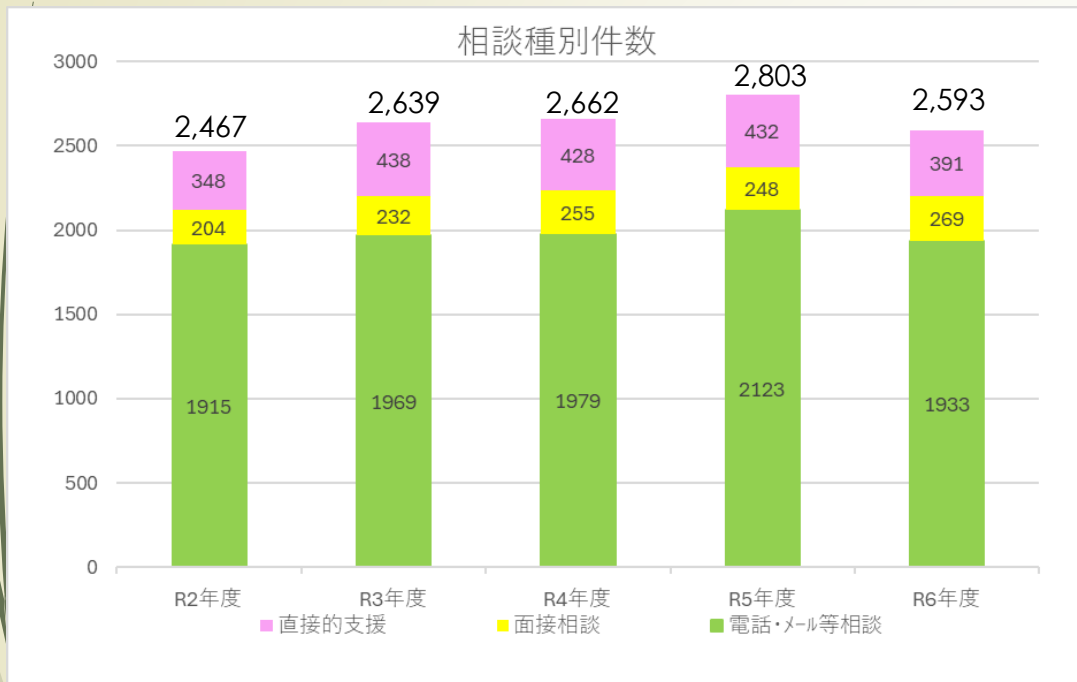
#### (1) 被害者支援は、裁判が終了すればカウンセリングを除き、相談員との関係が終了します。

しかし、被害者の苦しみや悲しみは終わることがありません。

#### (2) 同じような被害にあわれた被害者やご家族・ご遺族の方に、被害者にしかわからない気持ちを共有していただくことが、回復の一助となることを願い、当センターに交流の場所を提供し開催しています。

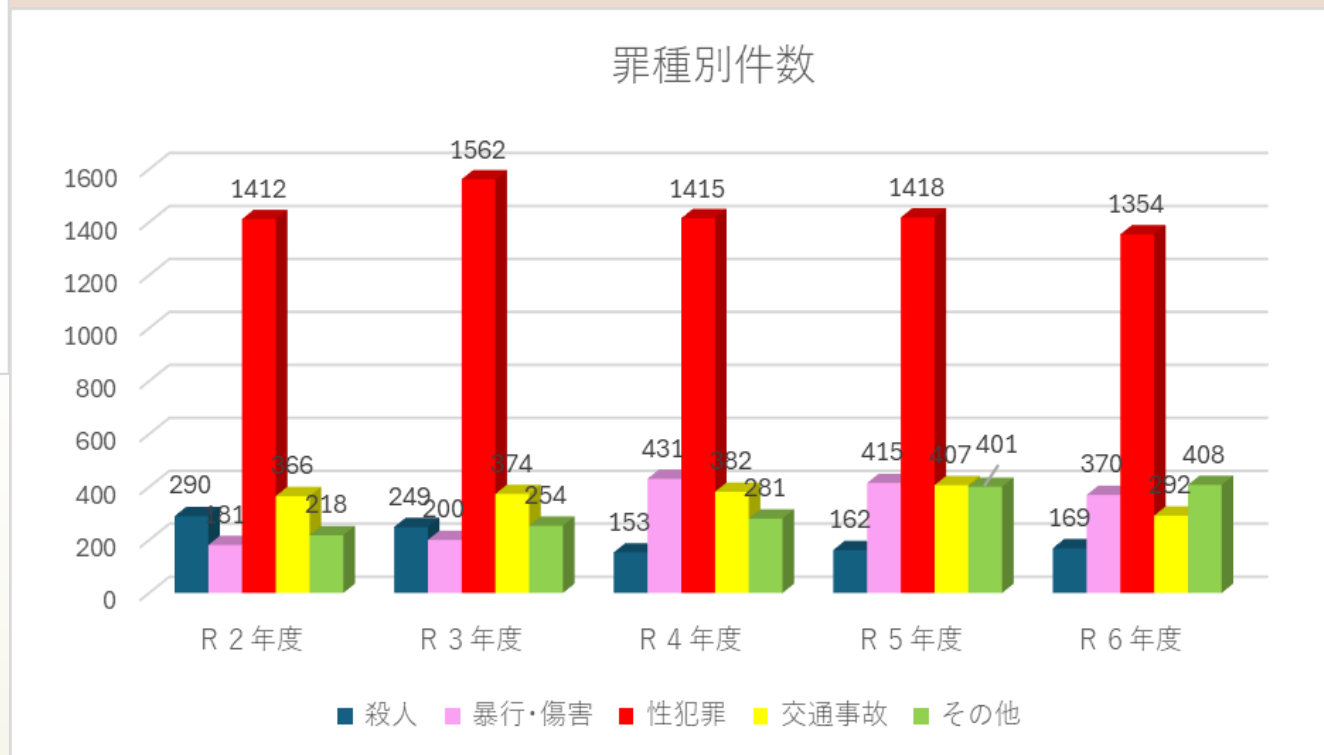


# 過去5年間の相談件数



(最近の性被害の一例)  
生活困窮、家族関係の問題から、家出の繰り返しやSNSを頼りにして被害に遭う

- 平成29年刑法の性犯罪の規定が改正
  - ・強姦罪から強制性交等罪へ（3類型、性別、下限懲役5年）
  - ・親告罪から非親告罪へ
  - ・監護者の罪の創設
  - ・ワンストップ支援センターが開設（性犯罪専用電話の設置）
- 令和5年7月に刑法改正、不同意性交等罪、不同意わいせつ罪
  - ・同意しない意思を形成、表明又は全うすることが困難な状態
  - ・16歳未満の者に対する面会要求等の罪（新設）
  - ・控訴時効期間の延長
  - ・性的姿態等撮影罪等（新設）



# 犯罪被害者がおかれた実情

## 1 犯罪に遭った場合の被害（直接的被害（一次被害））

- 殺人事件 命を奪われる（家族を失う）
- 傷害事件 身体を傷つけられる、障害が残る
- 窃盗事件 物を盗まれる・財産を失う
- 性犯罪 （魂の殺人とも言われる）

### ※ 被害者の反応

解離（ボーとする 自分のことと思えない）

過覚醒（過敏、集中力低下） 混乱 ショック イライラ

麻痺・回避（家から出られない 電車に乗れない ひきこもり）

再体験（フラッシュバック 悪夢 睡眠障害）

感情・考え方の変化（自分が悪かった 他者・社会への不信感）

防衛反応：3F（闘争Fight、逃走Flight、フリーズFreeze）+媚び諂うFawn

強直性不動反応（脅威に圧倒され、動けない、声が出せない等）

## 2 更に追い討ちをかける精神的苦痛（二次的被害）

嫌疑（裁判、職場、近隣、病院、マスコミ等）、誤解、非難

特に性被害は社会通念との戦い（心の被害の大きさが第三者にわかってもらえない、うわさ、好奇心の目、無神経な扱いに曝される）

# 「犯罪被害者の声」ご遺族の手記から一部抜粋

## 1 夫が殺害された奥さん

夫がいなくなってから20年、二次被害に悩まされ、事実でない風評被害にも家族で涙を流し、息子と娘は仕事を失い、生活基盤をなくした不安におののき、深く心を閉ざしたままで、人間不信は今でも続いています。

## 2 傷害で息子の命を奪われた母親

息子の成長を楽しみにしていた私は、あの時から時間が止まってしまいました。息子が生きていた証、母親として事件を風化させたくない、息子の存在をなかったことにしたくない。同じような事件が起こることのない世の中になって欲しい。

## 3 性被害を受けた女性

男の言った言葉がいつも耳から離れず、PTSDを発症しました。寂しさ辛さから逃げ出したい、耐えて耐えて暮らし、誰にでも話せることではない、生きてることさえ、むなしくてむなしくて、私は死に神に取り付かれたと思いました。

## 4 赤信号無視の車にはねられ娘が死亡した家族

娘を殺されたという事実は、まるで口の中に無理矢理不快な異物を詰め込まれ、その異物を永遠に咀嚼することも、飲み込むこともできぬまま、何とも表現し難い苦しみを強いられている感覚だ。

あの事故以来、私達は未来を失い、人生は死んだも同然となった。

# 日常生活への影響

## 1 経済的な問題

- 手術や長期の入院による医療費の高額負担やケガや後遺症により以前と同じ仕事ができず収入の減少、または失職により収入が断たれる。
- 収入の減少は、被害者の回復に大きな障害となっています。

## 2 家事や育児・介護の問題

- 幼い子供や要介護者がいる場合は、毎日の家事や育児・介護の問題
- 被害者の中には重傷を負っているながら子どもがいるからと入院できなかったケースも見られます。

## 3 住宅の問題

- 事件現場が自宅の場合は、加害者に知られており移転を望んでいる。
- 家のローンが残っている場合や、引っ越しを望んでも、精神的ショックや経済的な負担から気力がわかず、さらに悪化させる場合がある。

## 4 家族間、会社同僚、友人、近隣付き合いなど

他人の目が気になったり、家族間であっても感情の行き違いから関係が悪化することや陰悪になることも

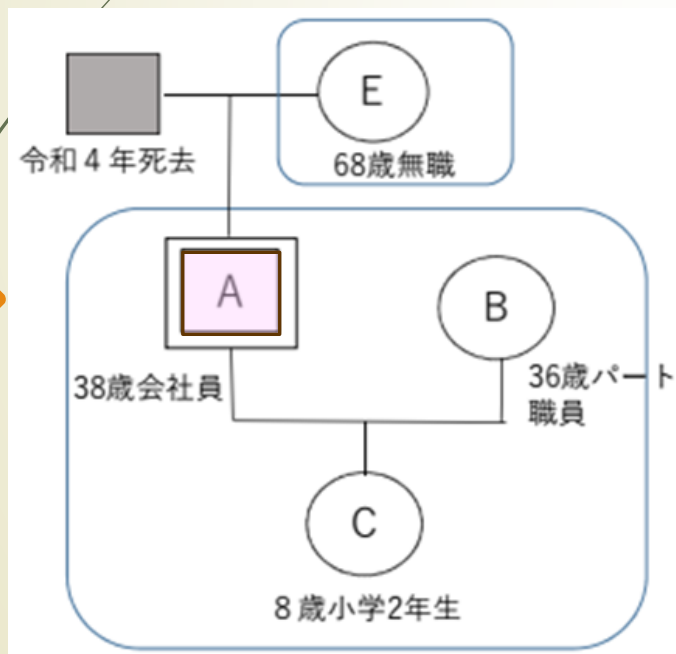
# 仮想事例を用いた考えられる支援

## <事件概要>

男性Aさん（38歳会社員）が、自宅を訪ねてきた隣人のX（65歳会社員）に突然殴打されて転倒し、さらに暴行を受け、下肢の骨折と内臓損傷で、約2ヶ月の入院治療が必要とされる被害を受け、医師からは下肢機能の一部に障害が残る可能性を指摘されている。

被疑者Xは、反省している様子はなく「Aさんの態度が気に入らなかった。Aさんが悪い。」と供述しており、事件発生から約3週間後に傷害罪で起訴された。

## <被害者家族の状況>



- Aさんは、妻のBさん、小学2年生の娘のCさんと3人暮らし。
- 近所に住むAさんの実母Eさんは、数年前から軽度の認知症を患っているが、Bさんが日常的に世話をしており、単身で生活している。実父は2年前に死去。
- Aさんに兄弟はおらず、Bさんの両親は他県に住み、病気のため援助は期待できない。
- Bさん、Cさんとも目の前でAさんが被害に遭ったことにショックを受けている。

# 必要な支援内容

Aさんとその家族への支援整理シート

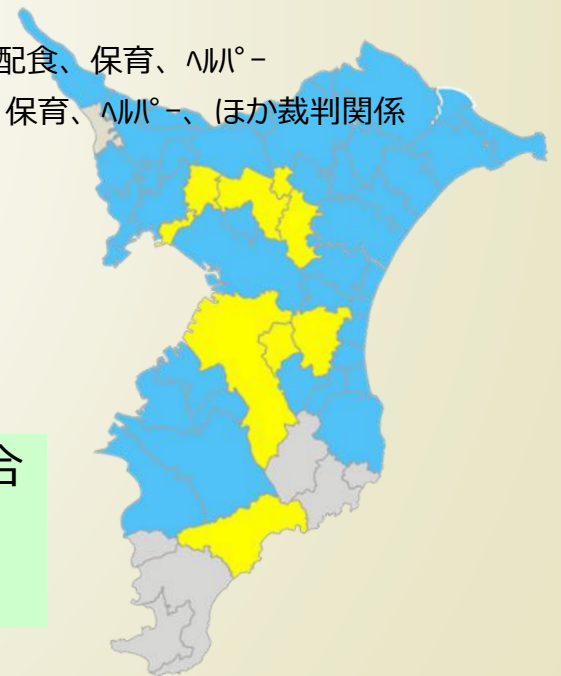
対象者	時期	困っていること・希望すること		支援内容	提供機関
A(被害者)さん B(被害者妻)さん	早期	・身体のこと ・生活のこと	・治療費、入院費、入院中の生活費など経済的問題 ・入院・後遺症による事務継続の可否、 ・今後の生活不安	条例による見舞金 犯罪給付制度 生活支援、生活保護 保険適用の確認	支援センター、県、市町村、 県警支援室、社会保険、 ソーシャルワーカー
A(被害者)さん B(被害者妻)さん	数日してから		・自宅が犯罪場所なので引っ越ししたい ・Xが反省している様子も無いことから出所後に隣人であるリスク、安全の確保について	条例による転居費 公営住宅の利用	支援センター、弁護士会、 県、市町村
Bさん E(実母軽度認知症)さん	早期 必要に応じて		・実母を介護しているが、今後大丈夫か不安 ・Bさんが介護に負担がかかることから、実母Eさんを介護施設への転居	介護サービスの利用	ケアマネージャー、地域包括支援センター、市町村
A(被害者)さん	状況によって	・法的手続き	警察、検察での聴取 公判の開始	同行支援	支援センター、警察、弁護士会、 検察庁
A(被害者)さん B(被害者妻)さん	早期		・今後、事件がどのようになっていくか弁護士に相談したい（起訴後、公判（被害者参加制度、証人テスト、意見陳述等））	県の条例による無料弁護士相談	支援センター、弁護士会、 法テラス、県、市町村
A、B、 C(小学2年生)、 E(実母)さん	状況によって	・こころのこと	・メンタルケア ・Bさん、Cさんは犯行を目撃したショックによる体調悪化も考えられる	カウンセリング、スクールカウンセラー	支援センター、心理士会、 教育委員会（学校）

# 行政における支援活動

## 1 条例の施行状況

公共団体	施行日	遺族見舞金	傷害見舞金	その他
○ 佐原市	平成12年12月1日	30万円	3~20万円	(全国2番目の施行であったが、平成18年香取市合併で廃止)
○ 多古町	平成14年1月1日	30万円	3~20万円	
○ 神崎町	平成15年4月1日	30万円	3~10万円	
○ 成田市	平成18年3月27日	30万円	3~10万円	
○ 印西市	平成29年4月1日	30万円	5~10万円	転居費
○ <b>千葉県</b>	<b>令和3年4月1日</b>	<b>30万円</b>	<b>10万円</b>	<b>無料法律相談</b> 「千葉県弁護士会犯罪被害に関する委員会の弁護士」
○ 四街道市	令和5年4月1日	30万円	5~10万円	家事援助・裁判に係る旅費、転居費
○ 鎌ヶ谷市	同上	30万円	5~10万円	転居費
○ 千葉市	令和6年4月1日	30万円	5~10万円	性犯罪被害者見舞金、転居費、配食、保育、ALPA-
○ 松戸市	同上	30万円	10万円	性犯罪被害者見舞金、転居費、配食、保育、ALPA-、ほか裁判関係
○ 匝瑳市	同上	30万円	5~10万円	
○ 山武市	同上	30万円	5~10万円	転居費
○ 横芝光町	同上	30万円	10万円	
○ 芝山町	同上	30万円	5~10万円	転居費
○ 富里市	令和7年4月1日	30万円	5~10万円	転居費

令和7年4月に23市町村で特化条例が制定され、制定済みの15市町と合わせ、54市町村のうち38市町村(70.4%)で見舞金制度が制定済みとなる。  
 なお、我孫子市は運用規則で支給を規定している。



# 行政における支援状況

## 2 県の支援状況

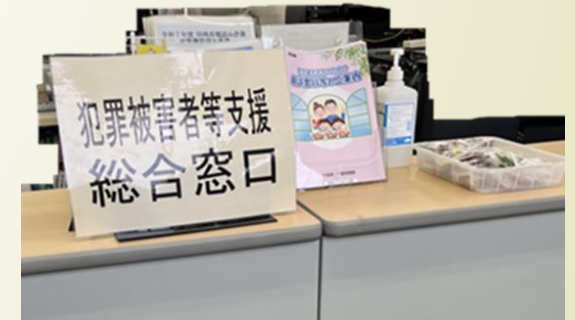
- 遺族(30万円)・重傷病(10万円)見舞金 件数 5年度21件380万円、6年度25件490万円
- 無料法律相談 性被害者(5年度53件、6年度50件)、その他(5年度25件、6年度19件)

## 3 市町村の支援状況

- (1) 遺族・重傷病見舞金(38市町村)  
遺族 30万円、  
重傷病 3~10万円 3日以上入院かつ全治1ヶ月、全治2週間~3ヶ月以上
- (2) 性犯罪被害見舞金(11市町)  
不同意性交等罪 10万円 不同意わいせつ等罪(千葉市、船橋市) 5万円
- (3) 日常生活支援(8市)  
家事、配食、介護、保育サービス等 各3~7万円や総額30万円以下など制限がある
- (4) 転居費(28市町村)  
5万円~20万円
- (5) その他  
裁判への交通費等(5万円等制限あり)

## 4 特に市町村に期待すること

- 市町村が本来行っているサービスで対応が可能
  - ・家事育児・介護・生活保護などの福祉サービスの提供
  - ・居住のための公営住宅の提供、雇用支援、医療費の助成など
- 犯罪被害者は、再び平穏な生活を取り戻すため、居住している市町村で継続的な支援を望んでいること。



# 犯罪被害者支援センターの多機関連携の流れ

## 初期対応

## 初期～中長期的対応

事件発生

被害届

県警

- 被害者の手引交付 (支援制度の案内)
- ACT派遣 (カウンセリング)
- 公費負担制度 (一時避難措置費用等)
- 事情聴取等への付き添い
- 被害者連絡制度 (捜査状況や犯人の検挙状況等の連絡)
- 関係機関の紹介

情報提供

CVS

- 電話、面接相談
- 付き添い支援
- 緊急支援給付金の支給

CN

- 支援の要望・ニーズ把握
- 法律相談【県】、見舞金【県】の案内
- 市町村等関係機関の案内

連携

市町村

- 見舞金等の支援制度の案内
- ※県見舞金と両方に該当する場合CNと合同で説明を実施

連携

連携

支援会議対象事案

支援会議 (県・県警・CVS)

- 支援内容の検討
- 支援計画の作成・見直し
- 必要に応じ、市町村等関係機関の参加や意見を求める。

月1回の定例会  
または随時開催

※殺人等の重大事件で、県・県警・CVSの連携による継続的な支援が必要となる事案を対象とする

※緊急の場合は、警察で連携支援の同意を取得・当面のニーズを把握の上会議を実施

支援の実施

- 裁判等への付き添い支援【CVS】
- カウンセリング【CVS】
- 見舞金支給、弁護士相談【CN・県】
- 市町村等との連携【CN・県】
- 犯罪被害給付制度【県警】
- 自助グループによる支援【CVS】

連携

必要に応じ、市町村、弁護士会、検察、提携病院等の関係機関と連携

※CVS = 千葉犯罪被害者支援センター、CN = 犯罪被害者支援コーディネーター

※情報提供・連携は被害者等の要望に応じ、同意を得た上で実施する。

# 多機関連携(県警からCVSへ情報提供が行われるケース)

## 事件発生

- ◆ 県警が被害届受理
- ◆ 被害者等の同意を得て、CVS(コーディネーター・相談員)へ被害者等に関する情報提供

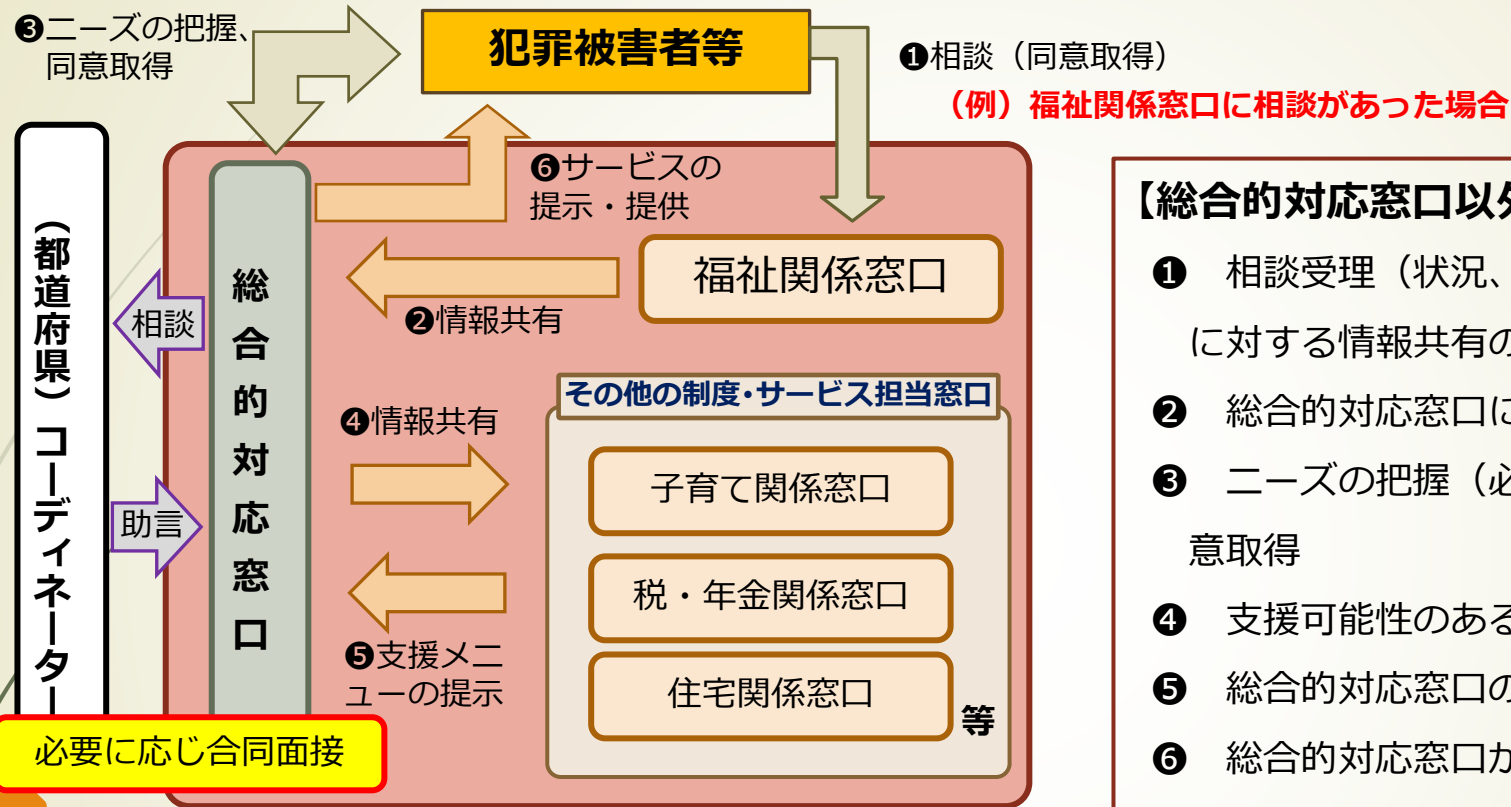
## 合同説明(面会)(CVS・市町村)

- ◆ コーディネーター又は相談員が被害者等へ連絡。被害者等の同意を得て、市町村へ情報提供。合同説明の日程や場所の調整。
- ◆ 三者が面会し、CVSが県及びCVSの支援制度(県見舞金や無料法律相談等)を説明。市町村担当者が市町村の支援制度を説明。
- ◆ コーディネーターが中心となって被害者等との話を進めていく中で、被害者等のニーズを把握。

## 支援の実施

- ◆ 県・県警・CVS・市町村等の各機関が支援を実施。
- ◆ (必要に応じて)被害者等の同意を得て、関係部署による連携支援を実施。

# 被害者等が市町村に相談したケース



## 【総合的対応窓口以外が相談受理した場合の対応例】

- ① 相談受理（状況、ニーズの把握）、総合的対応窓口に対する情報共有の同意取得
- ② 総合的対応窓口へ情報共有
- ③ ニーズの把握（必要に応じて再面談）、情報共有の同意取得
- ④ 支援可能性のある制度・サービス担当窓口へ情報共有
- ⑤ 総合的対応窓口の下で、提供可能なサービスを調整
- ⑥ 総合的対応窓口が包括して、制度・サービスを提示、担当窓口と連携して支援を実施

## 【配慮すべき事項】

- 面談をする際には、人目の付かないところで実施するなどプライバシーに配慮。
- 「情報共有の範囲を丁寧に」設定し、同意を得る際には、丁寧な説明と十分な意思疎通を。
- 複数の手続が必要な際は、犯罪被害者等は同じ場所で、担当者が入れ替わって順次実施。

# 性被害者の医療支援（無料）

## 拠点病院のほか県内の協力連携病院（14箇所）



被害者が出た場合は、最寄りの病院を紹介し、病院への連絡調整、病院への同行支援を実施する。

### <医療支援>

警察への届出を望まない被害者に係る医療費等をCVSで負担

- 初診料（初診時の処置費用を含む）
- 再診料
- 診断書料
- 緊急避妊措置費用
- 性感染症検査料
- 人口妊娠中絶費用
- 証拠採取費用

# 関係団体との連携及び周知活動の推進

## ○ 出前講座の開催

- ① 印西地区保護司会 (R7.1.15)
- ② 習志野市民生委員・児童委員協議会全体研修(R7.8.20)
- ③ 浦安市職員研修 (R8.1.8)
- ④ 袖ヶ浦市地区民生等研修会 (R8.2.13)
- ⑤ 警察署犯罪被害者支援連絡協議会
- ⑥ 富里市犯罪のないまちづくり推進協議会 (R8.2.19)  
1 1月に印西署他6署実施、1・2月習志野署他5署の予定

## ○ ホンデリングによる寄付 (誰もができる身近な寄付)

- ① NTT東日本千葉事業部様が、関係する協力者に呼びかけ300人参加により「幕張の浜クリーンキャンペーン」を実施。その際、ホンデリングをお願いし、178点もの本やCDが集まった。  
※令和8年1月24日(土)
- ② 八千代東高校JRC部250冊 (R6.11.29)  
※ ボランティア部門で全国大会を目指すことから、R7年3月24日に顧問の先生とJRC部員5名に対して、犯罪被害者センターの活動内容やホンデリングの寄付金の使われ方について説明
- ③ 個人で習志野署に400冊 (R7.2.28)



社会全体が被害者を支えることが当たり前になるように周知していく必要がある。

# 犯罪被害者等支援とは

## 千葉犯罪被害者支援センターの支援

- 電話相談・面接相談
- 警察・検察庁・裁判所などの付き添い（直接的支援）
- カウンセリングの提供
- 自助グループへの支援
- 公的手続きのお手伝い

警察

## 行政機関による支援

- 支援金・見舞金の給付
- 住民票や戸籍の閲覧謄写禁止等の措置
- 家事の援助、ホームヘルパーの派遣
- 介護を行う者の派遣
- 配食サービス
- 子育て支援、育児・一時保育

被害者や  
そのご遺族  
またはご家族

## 地域における支援

- 被害者と同じ地域に住む人、同じ会社で働く人、同じ学校に通う人が、**自分も被害者支援の担い手だという自覚**をもって行動することが大切
- **二次被害を恐れるあまり、何も言わない、何もしない**ということは、**被害者を孤立**させることになる。

弁護士会

警察庁

提携病院

**社会全体で支援することが大事**

ご清聴ありがとうございました



公益社団法人 千葉犯罪被害者支援センター